

# 意見書（医師記入）

保育所長あて

入所児童名

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

麻疹 (はしか) ※	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ ※	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから
新型コロナウイルス※	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過してから
風疹	発しんが消失してから
水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが、痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱) ※	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認めるまで

病状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日より登所可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

印

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登所を再開する際には、この『意見書』を保育所に提出してください。